

# 茨城県肺がん検診実施機関及び精密検査医療機関の登録に関する基準

## 第1 目的

市町村が肺がん検診を実施するうえで、県は、検診の精度を確保し、検診の効率及び効果の向上を図るために、検診実施機関及び精密検査医療機関の登録管理を行い、市町村の検診体制を支援する。

## 第2 定義

この基準の中で、登録検診機関とは、肺がん検診を行う検診実施機関のうち、県が検診能力等を調査検討したうえで登録した検診実施機関をいう。

また、登録精密検査医療機関とは、検診実施機関において「要精密検査」と判定された者に対して精密検査を行う精密検査医療機関のうち、県が精密検査能力等を調査検討したうえで登録した医療機関をいう。

## 第3 要件

### 1 検診実施機関

#### (1) 登録検診機関（集団検診機関）

登録検診機関（集団検診機関）は、次の要件が満たされなければならない。

ア 事務所の所在地を県内に有し、目的、事業内容が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益法人又は厚生農業協同組合連合会等の公的団体であること。

イ 茨城県肺がん検診実施指針の規定による検診業務が可能であり、かつ、肺がん集団検診の実績があることが望ましい。

ウ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

#### (2) 登録検診機関（医療機関）

登録検診機関（医療機関）は、次の要件が満たされなければならない。

ア 当該施設の所在する地区医師会に肺がん検診読影管理委員会が設置されていること。

イ 国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。

### 2 肺がん検診読影管理委員会

医療機関検診を実施する市町村の地区医師会は、次の要件を満たす医師によって構成する読影管理委員会を設置しなければならない。

(1) 十分な経験を有すること。

(2) 肺がん部会が指定する「茨城県肺がん検診従事者講習会」、「肺がん検診研究会委員会」、「茨城肺癌研究会」又は次に掲げる学会が主催する総会若しくは学術講演会に参加すること。

ア 日本肺癌学会

イ 日本呼吸器学会

ウ 日本医学放射線学会

エ 日本CT検診学会

オ 日本呼吸器内視鏡学会

カ 日本呼吸器外科学会

(3) デジタル方式の撮像機器を用いて撮影され電子的に保存された胸部X線写真（以下「電子画像」という。）を地区医師会の肺がん検診読影管理委員会で医用画像表示モニターで読影する場合は、次の要件を満たさなければならない。

- ア DICOM 規格で保存又は配信された電子画像を CRT 又は液晶モニターにより読影すること。
- イ CRT 又は液晶モニターの規格等については、日本医学放射線学会電子情報委員会が公表している「デジタル画像の取り扱いに関するガイドライン 2.0 版（平成 18 年 4 月）」を遵守すること。

### 3 登録精密検査医療機関

登録精密検査医療機関は、登録精密検査医療機関、登録精密検査医療機関（連携型）のいずれかとし、次のそれぞれの要件が満たされなければならない。

#### (1) 登録精密検査医療機関

- ア 肺がん診断機器（CT<sup>(※)</sup>及び気管支鏡）による検査が自院で可能であり、かつ、肺がんの確定診断が可能な呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科のいずれかの専門医あるいは指導医が常勤でいること。

(※) 多列検出器を備え、シンスライスでスキャンが可能な装置を備えることが望ましい。以下同じ。

- イ 発見患者の「症例レポート」（肺がん検診実施指針様式第 8 号）等の収集に協力すること。
- ウ 精密検査結果の追跡調査（「肺がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」＜肺がん検診実施指針様式第 5 号＞の提出）に協力すること。
- エ 肺がん部会が指定する「茨城県肺がん検診従事者講習会」、「肺がん検診研究会委員会」、「茨城肺癌研究会」又は次に掲げる学会が主催する総会若しくは学術講演会のいずれかに、前記の専門医あるいは指導医は、年 1 回以上必ず出席すること。

- (ア) 日本肺癌学会
- (イ) 日本呼吸器学会
- (ウ) 日本医学放射線学会
- (エ) 日本 CT 検診学会
- (オ) 日本呼吸器内視鏡学会
- (カ) 日本呼吸器外科学会

#### (2) 登録精密検査医療機関（連携型）

- ア 肺がん診断機器（CT）による検査が自院で可能であり、肺がんの確定診断が可能な呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科のいずれかの専門医あるいは指導医が常勤又は非常勤でいること。
- イ 登録精密検査医療機関、がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院又はがん診療連携拠点病院に準ずる診療機能を有する病院と連携を図ること。
- ウ 発見患者の「症例レポート」（肺がん検診実施指針様式第 8 号）等の収集に協力すること。
- エ 精密検査結果の追跡調査（「肺がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」＜肺がん検診実施指針様式第 5 号＞の提出）に協力すること。
- オ 肺がん部会が指定する「茨城県肺がん検診従事者講習会」、「肺がん検診研究会委員会」、「茨城肺癌研究会」又は次に掲げる学会が主催する総会若しくは学術講演会のいずれかに、前記の専門医あるいは指導医は、年 1 回以上必ず出席すること。

- (ア) 日本肺癌学会
- (イ) 日本呼吸器学会
- (ウ) 日本医学放射線学会
- (エ) 日本 CT 検診学会
- (オ) 日本呼吸器内視鏡学会
- (カ) 日本呼吸器外科学会

## 第 4 手続き等

### 1 登録検診実施機関の申請

- (1) 登録検診機関（集団検診機関）  
登録を希望する集団検診機関は、「肺がん検診登録検診機関（集団検診機関）登録申請書」（様式第1号）により茨城県知事あて申請を行う。
- (2) 登録検診機関（医療機関）
  - ア 登録を希望する医療機関は、「肺がん検診登録検診機関（医療機関）登録申請書」（様式第2号）により茨城県知事あて申請を行う。
  - イ 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「肺がん検診登録検診機関（医療機関）登録更新申請書」（様式第3号）により茨城県知事あて申請を行う。
- 2 読影管理委員会の申請  
医療機関検診を希望する市町村の地区医師会は、「肺がん検診読影管理委員会設置申請書」（様式第4号）により茨城県知事あて申請を行う。
- 3 登録精密検査医療機関、登録精密検査医療機関（連携型）の申請
  - (1) 登録を希望する精密検査医療機関は、「肺がん検診登録精密検査医療機関登録申請書」（様式第5-1号）、「肺がん検診登録精密検査医療機関（連携型）登録申請書」（様式第5-2号）により茨城県知事あて申請を行う。
  - (2) 登録期間は3年とし、登録更新の手続きについては、「肺がん検診登録精密検査医療機関登録更新申請書」（様式第6-1号）、「肺がん検診登録精密検査医療機関（連携型）登録更新申請書」（様式第6-2号）により茨城県知事あて申請を行う。
- 4 審査及び決定  
茨城県知事は、肺がん部会が登録要件の調査検討した結果に基づき、登録検診機関、登録精密検査医療機関、及び肺がん検診読影管理委員会としてそれぞれ登録決定を行い、申請者にその旨を周知する。
- 5 届出
  - (1) 変更届
    - ア 登録検診機関及び登録精密検査医療機関は、申請機関の住所、名称、代表者名及び登録要件に係る事項に変更が生じた場合は、下記の変更届により茨城県知事あて届出を行う。
      - (ア) 登録検診機関（集団検診機関）：「肺がん検診登録検診機関（集団検診機関）変更届」（様式第7号）
      - (イ) 登録検診機関（医療機関）：「肺がん検診登録検診機関（医療機関）変更届」（様式第8号）
      - (ウ) 登録精密検査医療機関：「肺がん検診登録精密検査医療機関変更届」（様式第9-1号）
      - (エ) 登録精密検査医療機関（連携型）：「肺がん検診登録精密検査医療機関（連携型）変更届」（様式第9-2号）
    - イ 読影管理委員会は、胸部エックス線写真読影医師、読影方式及び比較読影体制、読影精度検討機構、読影のための研修機構、肺がん検診読影管理委員会規定、肺がん検診事務処理規定に変更が生じた場合は、「肺がん検診読影管理委員会変更届」（様式第10号）により茨城県知事あて届出を行う。
    - ウ 登録検診機関（集団検診機関）は、胸部集団検診用エックス線装置及び関連機器に変更が生じた場合は、「胸部集団検診用エックス線装置及び関連機器変更届」（様式第11号）により茨城県知事あて届出を行う。
  - (2) 登録抹消届  
登録検診機関、登録精密検査医療機関又は読影管理委員会が、その業務を廃止又は登録の取り消しを希望する場合は、「肺がん検診登録抹消届」（様式第12号）により茨城県知事あて届出を行う。

## 第5 取り消し

茨城県知事は、次のいずれかに該当する登録検診機関、登録精密検査医療機関又は読影管理委

員会について、肺がん部会の意見を聴したうえで、登録を取り消すことができる。

- 1 登録の要件が満たされなくなったとき。
- 2 その他、登録検診機関、登録精密検査医療機関又は読影管理委員会として不適切と認められるとき。

## 第6 基準の改正

本基準を改正するときは、肺がん部会の意見を聴取したうえで決定する。

付 則

この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成5年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成7年7月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に「茨城県肺がん検診実施要領」及び「老人保健法に基づく肺がん検診実施機関の登録に関する要綱」に基づいて登録されている検診実施機関、読影管理委員会及び精密検査医療機関は、この基準に基づいて、登録検診機関、読影管理委員会及び登録精密検査医療機関として登録がなされているものとみなす。
- 3 前項の規定により登録されているものとされた精密検査医療機関に係る登録期間は、「茨城県肺がん検診実施要領」において登録された日から3年間とする。
- 4 第2項の規定により登録されているものとされた検診実施機関（医療機関）に係る登録期間は、この基準の実施日から3年間とする。

付 則

この基準は、平成19年11月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この基準の実施の際に、現に登録されている登録精密検査医療機関及び登録精密検査医療機関（連携型）については、この基準に基づいた機器の整備がなされているものとみなす。

付 則

この基準は、平成26年11月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から実施する。